

所得税法の一部を改正する法律案要綱

1 所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲の拡大

令和8年分以後の所得税について、扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢16歳未満の扶養親族を加える。(第2条第1項第34号の2関係)

2 地方財政に及ぼす影響に係る検討及び措置

政府は、この法律の施行による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第5条関係)

3 施行期日等

(1) この法律は、令和8年1月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。(附則第1条関係)

(2) その他所要の規定を設ける。